

# 「かぬま木の家に 住もう！」

林政課林政係  
☎(63)2186

スギ・ヒノキなど優良材の産地である鹿沼市では、木造住宅建設を補助し、地場産材（鹿沼材）の需要拡大を図ります。  
また、地場産材を使用した木造建築物のコンクールを実施して、市民の理解と関心を深めます。



## 木造住宅建設補助金

市内で生産し、加工された地場産材（鹿沼材）を使用して住宅を新築する際に鹿沼材購入価格の一部を補助します。

### 補助条件（主なもの）

- ・建築契約日から50日以内に申請
- ・構造材の60%以上に鹿沼材が使用されていること
- ※鹿沼材の証明書が必要です。
- ・木造軸組工法による住宅
- ・併用住宅については延床面積の2分の1以上が住宅部分であること
- ※共同住宅は対象外となります。
- ・市内に住民登録をしている人および新築後住民登録をする人
- ・補助金額は鹿沼材購入価格の30%（上限が50万円）
- ・平成21年3月31日までに、補助対象住宅の事業が完了するものに限ります。

### 申請方法

- ・申請書などに必要事項を記入の上、関係書類を添えて、林政係へ提出してください。
- ・申請書・交付要綱は、市ホームページからダウンロードできます。

## 第17回鹿沼市木造建築物 コンクール出品募集

**対象** 平成19年1月1日から20年12月31日までに市内に建築された、または完成予定の木造建築物

**応募者** 対象建築物の建築主・設計者・施工者のいずれか

**審査** 書類審査および現地審査を行い、入賞を決定します。

**表彰** 入賞の建築主・設計者・施工者に賞状および副賞を贈呈します。（申込書および実施要領などは市ホームページからダウンロードできます）

**応募要領** 所定の申込書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、林政係へ提出してください。

**応募期間** 11月4日（火）から12月19日（金）まで

※入賞作品の公表などにご協力をお願いいたします。



# 森林を伐採する 時には届出を!

林政課林政係 ☎(63)2186

自分の森林なら自由に伐つてもいいと思っていまいませんか?  
森林には、洪水や濁水を防いだり、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止するなど、たくさんの働きがあります。  
たとえ自分の山であつても、森林を伐採するときには、事前に届出や申請をすることが法律で義務づけられています。

## 森林を伐採する時は

森林所有者などが森林(保安林を除く)を伐採しようとする時には、あらかじめ市に伐採届を提出しなければなりません。  
また、保安林を伐採しようとする時には、事前に届出や申請が必要となりますので、林政係までお問い合わせください。  
ただし、林地開発の許可を受けた森林を伐採する場合は、届出の必要はありません。

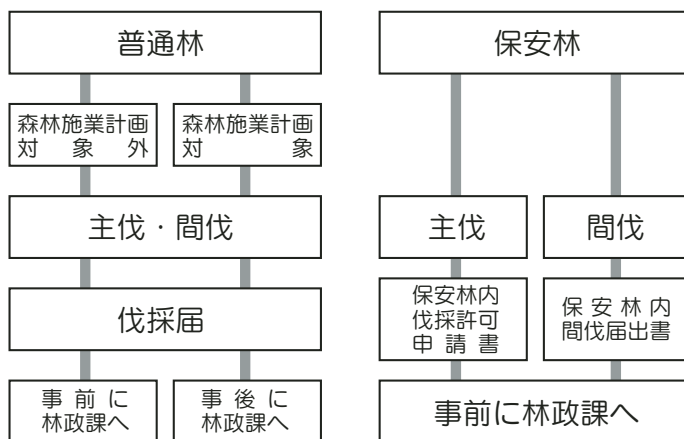
## 届出の時期は?

**普通林** 伐採を始める90日から30日前まで  
**保安林** 間伐については、伐採を始める90日から20日前まで(主伐については、別途林政係までお問い合わせください)

## 提出先は?

市役所新館5階の林政係へ提出してください。

## 森林伐採の手続き



**「とちぎの元気な森づくり  
県民税」がスタート**  
県では、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、平成20年度から「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入しました。  
市でもこの県民税を活用して、通学路周辺の安全を確保するため、また農作物に害を及ぼすイノシシ等を近づけないための里山林整備等を推進していきます。  
具体的には、森づくり活動団体(自治会・NPO法人など)が主体となり、森林所有者に協力を得ながら、藪の刈り払い等の整備を行っていきます。  
通学路や田畑に面している数化した森林が整備の対象となりますので、詳しくは林政係までお問い合わせください。